

文教委員会資料①

2 陳情の審査

- (1) 陳情第146号「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき「カルト宗教二世問題」を扱う件に関する陳情

資料 陳情第146号「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき「カルト宗教二世問題」を扱う件に関する陳情について

こども未来局

(令和4年12月9日)

陳情第146号 「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき「カルト宗教2世問題」を扱う件に関する陳情

1 「川崎市子どもの権利に関する条例」について

「川崎市子どもの権利に関する条例」は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的に、平成12年12月に成立し、平成13年4月から施行されました。

■川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）（抜粋）

（責務）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

- 2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

（養育の支援）

第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

- 2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。
- 3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。

（虐待からの救済及びその回復）

第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

- 2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。
- 3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

2 児童虐待への対応について

(1) 児童虐待について

児童虐待は、「児童虐待の防止等に関する法律」の規定により、「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」の4類型に分類されます。

■児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）（抜粋）

（児童虐待の定義）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

■児童虐待の定義（厚生労働省ホームページより）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

(2) 児童相談所における虐待相談対応について

児童相談所では、18歳未満の児童のさまざまな問題について相談・援助を行っています。

本年10月6日、厚生労働省から虐待相談対応に関する通知が発出され、各種相談に応じる際、「その内容が宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をしないこと」のほか、虐待対応の考え方が示されました。

■厚生労働省通知 (令和4年10月6日子発1006第3号)(抜粋)

1 基本的考え方

児童虐待防止法第2条各号に該当する行為を保護者が行った場合には、宗教の信仰等保護者の意図にかかわらず児童虐待に該当しうるものであること。

2 具体例

児童虐待の定義の具体的内容については、子ども虐待対応の手引き第1章の1(2)子ども虐待の定義においてお示ししているところであるが、保護者の宗教の信仰といったことを理由とするものであっても、例えば、

- ①身体的暴行を加える
 - ②適切な食事を与えない
 - ③重大な病気になっても適切に医療を受けさせない
 - ④言葉による脅迫、子どもの心・自尊心を傷つけるような言動を繰り返し行う
- といったことは、児童虐待に該当しうるものであること。

3 その他

個別の事例に関して、児童虐待であるかどうかの判断は、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断されたいこと。また、その際には、保護者の信仰に関連することのみをもって消極的な対応を取らず、また、子どもの側に立って判断すべきであること。

3 子どもに関する相談窓口等

本市では、子どもが困ったときに一人で悩まずに相談できるよう、様々な相談窓口等を設けています。

■本市の子どもに関する主な相談窓口等

児童虐待防止センター	子どもの虐待の通報や子育て不安に関する相談
子どもあんしんダイヤル	人権オンブズパーソンによる子どもの権利侵害に関する相談
児童・青少年電話相談	児童・青少年のいじめ、非行、不登校、対人関係など、児童・青少年問題全般についての相談
24時間子供SOS電話相談	友達、勉強、家族のことなどに関する相談
かながわ子ども家庭 110番相談LINE	子どもの悩みや家族のことなど、子どもにかかわる相談をコミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」で受付